国民健康保険と老人保健

10月から負担割合や対象年齢が改正

近年、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変わり つつあります。このような社会の変化に合わせ、わたしたちが将来にわたり安心して医療サ ービスを受けることができるようにするため、10月1日から医療保険制度が改正されました。

ポイント 2

高額療養費の自己負担額が 変わります

ると限度額を超えた分が 設定されます。 1カ月の あとから支給されます。 医療費が高額になった場 新たに自己負担限度額が の負担を軽くするため、 申請をして認められ



療費が高額になったとき た、
⑦歳以上の人には医 ついては見直します。 て、一般や上位所得者に

低所得の人は据え置い

平成 別途負担を廃止します。 を含む)で薬をもらったときに支払う定額の ここも変わります 患者の負担軽減策として、 15年4月から

直しに合わせ、退職被保険者 (被扶養者も含 被用者保険における一部負担金の割合の見 退職被保険者の一部負担金の改正

一部負担金の割合を3割とします。

外来の薬剤にかかる一部負担の廃止 外来 (在宅医療

国民健康保険の 変わるところ

ポイント

病院の窓口で支払う 医療費の負担額が 年齢によって変わります



の乳幼児の一部負担金が、3割から 上所得者は2割) になります。 **4割になります。また、70歳以上の** 少子化対策の観点から、

9月30日まで

一般 (0歳以上70歳未満)

10月1日から

3歳未満の乳幼児

3歳以上70歳未満

3割負担

70歳以上

定以上所得者 は2割負担)

-定以上所得者とは

現役世代の平均的収入以上の所得がある人 (課税所得が124万円以 上の人)とその世帯に属する人です。ただし、年収が夫婦二人世帯 などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、届け出れば1 割負担になります。

老人保健の 変わるところ

ポイント 4

対象年齢が70歳以上から 75歳以上に

っても、老人保健で医療が受けられます。 年9月31日以前に生まれた人) は75歳末満であ すでに老人保健で医療を受けている人 (昭和7 で医療を受けます。 保険で医療を受け、 昭和7年10月1日以降に生まれた人は、 ただし、9月3日までに7歳の誕生日を迎え になるまでは引き続き現在加入している医療 75歳になったら老人保健

から認定を受けている人は55歳以上) に変わり 感以上から 汚歳以上 (一定の障害のある人で市

老人保健で医療を受ける人の対象年齢が、



定の障害のある人

いわゆる「寝たきり」の状態などで市から 認定を受けた人は、65歳から老人保健で医療 が受けられます。

ポイント 3

退職者医療制度の対象年齢が 70歳未満から75歳未満に

制度の対象年齢が70歳未満から75歳未 割) となります。 齢の引き上げに合わせて、 退職者医療 目己負担は1割(一定以上所得者は? 両になります。 70歳以上の退職者医療制度対象者の

老人保健で医療を受ける人の対象年

ポイント

老人保健制度の一部負担金が 1割に。 また、

自己負担限度額が変わります

ります。また、入院 は2割を負担)にな 割 (一定以上所得者

古い

保険証は

お返しください

度額を超えた場合、 月の自己負担額が限 び入院などで、同 す。また、外来およ の支払いとなりま ときは、限度額まで 局額療養費で後から した場合の自己負担 順還されます。 **観が限度額を超えた**

10月1日から

療を含む)、入院と

もかかった費用の1

う医療費の一部負担

抦院の窓口で支払

金は、外来(在宅医

かかった費用の

割負担

ただし、 一定以上 所得者は (外来の月額上限制および診 療所の定額負担制は廃止)

馴負担

9月30日まで

かかった費用の

(1カ月に3,200円、大病院 では5,300円まで負担)

または定額制の診療所では

1日につき850円 (1カ月に4回まで)

健について、くわしくは保 険年金課(☎20 国民健康保険および老人保 1 5 2 6

(注) ここでは今回の改正のポ ースについての自己負担額 てあります。 さまざまなケ の算出方法などは保険年金 イントとなる部分をまとめ 課にご確認ください。

遠山分室、美郷台地区会 民館、市民課赤坂分室・ または市立図書館、 険年金課 (市役所1階) 療を受けてください 新しい保険証を使って診 下旬に市から送付された、 てください なお、古い保険証は保 10月1日からは、9月 保健福祉館へ返却し 各公

